THE GAME MACHINE

発行所
日本出版企画制作株式会社
大阪市北区木幡町45 アドビル 401号
〒530 電話 06 (314) 1458(代)
東京支社 〒150 電話 03 (407) 7638
郵便振替 大阪 41959
年間購読料（送料共）7,200円

謹賀新年

昭和50年

1975年 新しいメダルゲームシステムへの期待

日本出版企画制作株式会社
代表取締役
三好 敏夫

娯楽産業界の渦中にあるメダルゲームマシン業種の流転で、一九七四年はあわただしくすぎ去り、問題の七五年新春を迎えた。

この一年あまりの短期間で、誰がこれだけの伸長を予測できただろうか。スロットマシンを中心とした各種メダルゲーム機械はまたたくうちにあらゆる都市に流れ、大小千数百軒のメダルゲーム場が出現した。

なぜ、問題の七五年と特に強調したかといえば、何のポリシーもなく、風船がただ大きくふくれあがったような状態で伸長したメダルゲームマシンの業種に、今年はなにか変革がもたらされる、と感じるからである。

ト博取締強化と その行方をさぐる

正月のオトソ気分でのんびりテレビを見ていると、「ここ一、二年に急速に増加したメダルゲーム場が最近メダルを一枚二十円から三十円で現金と交換する行為が目立ちはじめ、大阪府警としては、この取締りを強化する方針である。場合によっては法令を改定してでもト博行為をどしどし取締っていく。また国産のメダルマシンで百円硬貨によって直接ゲームを行なっている機械も同様である。」

このような内容のニュースがぼんやり顔の私の目の中に飛び込んできた。

もちろん、このことは大阪府警の防犯課よりすでに聞き及んでいたので、特に驚きはなかったが、あらためて警察側の決意のほどを知らされたような気がした。

ト博を行ない法律を破っているんだから、日本の国内で商売をするかぎり、警察に取締まられて当然である。府警はかなり前よりその実態を調査し、現状を把握している。

実際ト博罪というのは、現行犯でないと逮補できない。しかし、このところ手入れを受けているメダルゲーム場は、客の供述による非現行逮捕という手段で次つぎと実力行使に出ている。この方法で取締っていくと、業者はもちろんのこと、客の方が音を上げてメダルゲームでト博をするのは割りに合わないと思いはじめた時、違法業者は自然淘汰されて健全娯楽を目的とする業者だけが生き残るだろう、というのが警察側の狙いである。

こうした意味から、今年は一月初頭からかなり厳しい取締りが実行されることだろう。

しかし、一番最悪の時態を予測していたことは回避されたようだ。それはメダルゲームマシンの全面禁止という手段である。

このことが立法化されると、善悪の区別なしに「メダルを使用したゲームマシンの全面禁止」という形で施行され、せっかくメダルインメダルアウトシステムとして画期的な方向づけを考案し、アミューズメント産業界の前途に大きな光明を見いだした矢先だけに、この明りが一ぺんに消えて業界の先行きが真っ暗になってしまうことが予測できる。

法的保護の必要性

これだけ増加した業者の中から、組合を結成し何らかの法的保護を受けようという動きが出てきている。

警察として、この意味はわからないことはないが、現実的にかなり難しい問題をかかえているという。

それは、風営法の中にある①技術介入の問題、②ペイアウト量の問題の二点。

この二つの問題が壁としてあるかぎり風営法の適用を受けることは不可能と断言している。そもそもスロットマシンをはずしたメダルゲームシステムがあれば話はちがう、というが……。スロットマシンのないメダルゲーム場というのは、現実的には不可能であることははっきりしており、風営法の適用を受けることはかなり難しい現状下にある。

その可能度としては、メダルゲームシステムを変えて、業界側から多くの原案を提出して立法化に働きかける。また、大きな政治力をもって現行の風営法を変える。まあいずれにしても難しいことである。

しかし、このまま進行すると、警察の強力な取締りに廃業した業者がそのスロットマシンを誰かに転売する。それを買った者はこれらのマシンを地下に潜らせ、ますますアングラ化することの恐しさを肌で感じる。それだけに何とか法的な保護策を警察側からも考えて、業者と一体化し、健全娯楽への道を開いてほしいものである。

こうしたことから、何らかの法的保護を今年こそは実践できるものと信じてやまない。

その方法として、業界の健全化への展開をテーマに、メダルマシンの本当の楽しさを一般大衆に知ってもらうためのPR活動を開始する。また、風営法の現行法に対応したメダルゲーム場のモデルを作り、実際の売り上げデーターを集め、その営業メリットの調査を行なう。

何もせずに、ただ右往左往しているだけでは、発展も前進もない。

現在、一部の大手メーカーでは、メダルゲームシステムの展開に対して大きなポリシーを考案実践していると聞く。

『遊ぶことの中に人間本来の姿があり、仕事は遊ぶための糧である』

リクリェーション（再生産）はクリエイション（生産・仕事）の原語から生れ、レクリェーション（休養）へと変化したといわれる。

こうした、遊びの原点からもう一度メダルゲームシステムを考えて、次に一般大衆が求めているものは何かを知り、それを提供する。

それは何か、今はわからない。しかし、今年の終りには、きっと新しいシステムの展開があり、それが業界を大きく躍進させていることを期待して、年頭のあいさつとしたい。

1月9日 大阪府警により一斉に取締り

ゲーム場経営者ら21人逮捕

悪質、巧妙化するとばくゲーム場

大阪府警は昨年八月から年末までの間、メダルゲーム場関係で六十人を検挙、さらに取締り強化として一月九日だけで二十一人を検挙、ゲーム機数十台を押収した。

九日は朝と午後にわたって、捜索官百五十人を動員して府警保安課と府下十一署がタイアップして、大がかりな手入れを行なった。

逮まったのは大阪市天王寺区大道三の二、エイシンビル二階、ゲーム機販売、リース業「ビルボード社」経営、朴春映(24)、南区難波新地六番丁十二南海会館内、ゲーム場経営「渋川商店」取締役、渋川隆昭(26)、此花区四貫島梅香町二、ゲーム場「ニューバロン」経営森田大陸(33)のほか、豊中市玉井町一の二、ゲーム場「ラスベガスインバーリー豊中店」、豊中市庄内本町二の二同「庄内店」、茨木市にある同「茨木店」などビルボード系のゲーム場の経営者（従業員）十一人と、客七人の合計二十一人。

調べによると、朴は昨年八月ごろから府下十一カ所においてゲーム場を設置、メダルの換金などを共謀して行っていた。なおリース業者としてもかなりの大手であり、喫茶店などでのとばく用リースをしていた。

また渋川は、もともと百貨店屋上遊園地などでアーケードゲーム機を扱っていたところ、四十八年ごろからメダルゲーム場の経営にのりだし、大阪市平野区平野市町二の十「ヒット」など五店舗をオープン。しかもメダルの換金を行っていた。

森田は暴力団幹部であり、前科も七犯。昨年七月十八日夜、同業者の西成区花園北一の五、日本娯楽会社（山木政雄社長）事務所でピストルを乱射したこともある。「ニューバロン」はさる十二月四日に従業員ら六人がとばく犯で逮捕されているが、実質上の経営者として森田に逮捕状が出た。

今回の取締りで明らかになったのは、とばくの手口がさらに巧妙になっていた、ということで、メダルごとに朴らの手口は、メダルを持って来た客にこっそり現金を渡すだけでなく、トイレを換金所にしたり、常連客相手に「預り券」を発行して、後日送金したりしていたという。

昨年後半では60人

メダルゲーム場関係のとばく犯で、府警が昨年八月西淀川区の「カジノラスベガス」以後、昨年末までに取締った逮捕者は六十人に達するが、その内訳は次のとおり。

（八月）五人、（十月）十一人、（十一月）十八人、（十二月）二十六人。計六十人のうち業者、従業員などが二十七人。客が三十三人。なお、押収されたゲーム機は八月〜十二月までで三十八台。

ゲーム場規制の方向

風営法改正の作業進む

警察庁

風営法（風俗営業等取締法）の改正を、警察庁では検討しているが、ギャンブル化が最近かなり目立ってきているので、メダルゲーム場の取締りを、この改正を通じて法制化していく、という方針である。

昨年十一月七日の近畿管区警察局内公安委員会連絡協議会では、①メダルゲーム機の改造、製造については、電気用品として許可しないようにする。②メダルインアウトできるゲーム機は輸入禁制品とする。③営業上規制できるよう風営法の改正をすすめる——などを決議。警察庁もこの方針で通産、大蔵両省と協力して進める一方、風営法の改正案を検討、作成しつつある。

その改正案の大きな柱はふたつあり、ゲーム場のほかに、トルコ風呂もあげられている。ゲーム場の規制がどういう内容で行なわれるか、まだはっきりしていないが、メダルの換金禁止はもちろんのこと、営業時間、入場者の制限などを加えたうえで、しかも「許可」ではなく「規制」の方向で検討が行なわれているとのこと。

警察庁で部内案を作成したうえで、内閣法制審議会にはかり、国会に上程される、というのが法改正のだいたいのプロセス。審議に長期間を要する可能性もあるが、その間、現在のようにますますゲーム場でのとばく犯が横行するとしたら、いよいよきびしい法案になることが予想される。

なおとばくが行なわれているゲーム機を、そうと知って扱っているリース、販売業者についても、警察庁では以前からこれをとばくの共犯としている。ましてや、共同で取締り逃れの対策を立てとばくを行なえば、全員が共同正犯となる、と警察では言っている。

論潮

楽しいゲームは楽しく

新年あけましておめでとうございます。

さて、昨年はメダルゲームの爆発的ブームとなり、ゲーム機業界が一挙に拡大、成長したが、その反面かなり多数にのぼる悪質業者も出た。今年こそは、この業界からそういう悪質業者は手を引いていただく必要があるだろう。

新年早々、悪質もなんもあったもんじゃないかも知れないが、通常の人間なら当然なすべきことを行ない、やってはならないことをしないのなら、まず「悪質」でないと言える。反対に、やってはならないことを行ない、当然なすべきことをしないのなら、それは「悪質」と言われてしかたないはずである。

一応その基準となるのが法律であるが、法律は、「知らない」では済ましてくれない。みんなの知っているはずの法律が、いろんな区わけを一応やってくれるのだ。

ところで「悪質」な者が「悪意」をもってなにかを行なう、と言う場合がある。通常の、つまりふつう一般の意味としては間違いではないし、またそういう「悪質」な者も、厳然として社会にはいる。だが法律の言葉ではそれは意味が少しちがってくる。

法律の言葉で「悪意」とは、事実について知っている、事情を知っている、ということである。それが道徳的、倫理的によいものかどうかに無関係にそういう。もちろん反対語の「善意」は知らない、という意味。

いずれにせよ事情を知っていて悪いことをやるのは、とてつもなく「悪質」であるが、知らないで悪いことをやらかす場合も、法律が許してくれない。法律だけでなく、一般に悪いことはだれも許してはくれない。泣き言を言っても、知らなかった者がいぜんとして悪いのである。

問題はなにが「悪い」ことなのか、善悪はどこで決めるかである。少なくとも、一般に、法に反することは「悪い」ことである。法に反することは悪くない、と言う者は「確信犯」というが、本物は少ない。法に反しないことで「悪い」ことは多くあろうが、それは人びとがそれぞれ判断することなのだろう。ただ、判断する人間が社会通念上、「悪い」人間でないかぎりにおいて、。

若者の心をとらえたメダルゲーム場も、心ない業者の手で汚されるのであってはならない。楽しいゲームは楽しくなくちゃならん、などとひとりごとを言いながら酒を飲んでも「悪くない」と思う。

電光回転式は適用外

物品税について国税庁統一見解案示す

全日本遊園協会（事務局＝東京都渋谷区渋谷三の六の十八荻津ビル、遠藤嘉一会長、会員数百三十四社）では、スロットマシンにかかる物品税の問題に関して、関係官庁と接衝しているが、その定義について、このほど電光回転形式はスロットではなくルーレットであるとの解釈を得たとの発表を行なった。

昨年八月に国税庁が行なった「物品税法基本通達の一部改正」では、絵柄や数字などの組合せによってメダルの払い出されるゲーム機はスロットマシンとして認め、物品税法第一条別表一第八項目の規定から、この定義にあたる物品はすべて二十パーセントの税金がかかることになった。しかし、いかにスロットマシンの定義ではむずかしいとは言え、この定義ではスロットマシン以外にいくらでも拡大解釈できることは明らか。ことに電光回転形式のものはすべて適用を受けることになる。

今回得た国税庁解釈はこうした矛盾をただすもののひとつであるが、それはまた同協会が、この種の節税対策として働きかけた成果である、と言える。

同協会事務局によると、かねてより交渉を続けていたが、十二月四日国税庁の担当官がゲーム場での現地視察を行ない、その結果、こういう統一解釈案を示してもらった。

なお、これには協会の意向を組み入れてもらっているとのこと。

協会の方針に不満の声も

なお一方では、同協会のもっていきかたに不満の声もある。それはこのスロットの定義に関する対策が混迷している点である。第一に、解釈を確定する方向が定まっていないこと。つまり、電光「回転式がスロットマシンになったり、ならなかったりして混乱したこと。しかも短期間に正しい結論を出す、という行政本来の方法をとらなかった。

第二にスロットマシンにかかる物品税を、たんに節税面からだけとらえる傾向が強かったこと。課税理由、課税趣旨はこの場合、ある程度多額のお金を使って遊戯してもらうところから課税する一方、徴税手続においても営業者の管理や事務について国税庁が監督できる点に顕著に認められる。それはパチンコ、スマートボールと列記されている点からも明らかであるが、そのようなことがはたして業者にとってマイナスだけであるか、実に疑問だ、というもの。

たしかに税を逃れるという姿勢は前向きとはいえない。しかも、いいかげんな姿勢で行政措置を望むのは恥知らずだ、という声もある。しかもその上、物品税をスロットだけでなくメダルアウト式のゲーム機ならびにルーレットなどゲームテーブルに課税することによって、取扱い業者が堅実な才覚をふるえるよう行政面でもっていくなら、それは歓迎すべきではないか、といわれている。パチンコなどではさらに地方税として娯楽施設利用税の適用がある。しかし、きちんとした手続きでちゃんと納税することによって、業者の自信と信用のつきかたがちがうのである。こうした事情から業者は、率先して論議を尽すべき時期にきている、と言えるだろう。

〔注〕物品税法第一条各号「別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。」同別表八の5「ぱちんこ類、スマートボール機、ボーリング用のピン及びボール、コリント並びにスロットマシン　20%」

国税庁統一見解案（矢形の針が回転する遊戯具）

問　下図の物品は、遊戯者がラッキーナンバーとして選んだ数字のメダル投入口にメダルを投入すると盤の前面にある矢形の針が回転して数秒後に自転的に停止し、その位置が遊戯者が選んだ数字の所であれば、数倍のメダルが払い戻される遊戯具であるが、スロットマシンに該当するか、また矢形の針のかわりに電光が点滅する方式のものはどうか。

答　質疑の物品のように矢形の針又は電光が停止する位置を遊戯者が指定する遊戯具は、その位置が一箇所である遊戯方法からみて、いわゆるルーレットの一種と認められるので、スロットマシンには該当しないものとして取扱う。

矢形の針
メダル払戻口
メダル投入口

お知らせ

この回は新年号につき、通常の二倍頁とし、第13・14合併号とします。前号お知らせどおり、発行所も日本出版企画制作㈱に改めました。どうぞよろしく。

河合久雄氏 社長に就任

マル三商会

神戸をはじめゲーム場直営など活発な活動をしている㈱マル三商会（本社神戸、資本金千万円）は、一月一日をもって社内体制を一新し、社長にはもとの専務河合久雄氏が就任し、河合三社長は会長に就任した。

同社は昭和四十年にマル三貿易から分離独立、今年でちょうど創立十周年を迎えるが、今回の異動はこれを機会になされたもの。新体制による役員は次のとおり。

代表取締役会長（社長）河合三氏▽代表取締役社長（専務）河合久雄氏▽常務取締役井上昭男氏▽取締役射場莞爾氏▽監査役横井信市氏▽監査役（新任）伊藤幸夫氏。

ジャトレ ケンタッキーダービー 新宿に設置第一号

㈱ジャトレ（本社東京、竹内清一社長）は、昨年十二月二十五日、東京新宿ジョイパックビル〝カジノラスベガス〟に「ケンタッキーダービー」第一号機を設置した。大きさは十二人用で、高さ約二メートル、幅約六メートル、奥行約四メートルとかなり迫力がある。

これは、昨年四月英国で製造、発売になったもので、㈱ジャトレはこの機械の総代理店。

「カジノラスベガス」では、午後五時を過ぎると入場者が続々と増え、「ケンタッキーダービー」の前は、さすがに黒山の人だかり。解説者の〝実況放送〟に熱が入り、ゲームのおもしろさに見ている人もつい引き込まれてしまう。優勝馬が決まるたびに、わあっという歓声が沸きおこる。女性の優勝者もかなり出て競馬場の興奮そのもの。優勝者には、七人以上がゲームしている場合、メダル20枚券、七人以下の場合にはメダル10枚券を進呈している。詳しい問い合せ先は次のとおり。

㈱ジャトレ　東京都中央区銀座二の七の十一ブラジルビル電話〇三（五六四）一五〇一（代）

ニュースタイルが人気につながっていると考えられる（新宿・カジノラスベガスでの声）

これだけは知っておきたい　警察庁の統一見解

風営法の許可対象にならないメダルゲーム機

風営法（風俗営業等取締法）の改正は、メダルゲーム場の規制などを中心に、行政レベルで進められている。しかも「規制」であって「許可」ではない。この問題は大きいが、現行法を無視する違反業者が多いためこういう方向づけをしているとのこと。一般にメダルゲームは風営法の許可対象にならないことを再確認しておくよう、警察当局は呼びかけている。

許可制をとる風営法

風営法は同法で定義する風俗営業を許可制として、営業停止などの行政処分と懲役などの刑事罰をおく法律。遊技場関係においては、同法第一条第七号にあたる営業がそれで、明文化された麻雀屋、パチンコ屋のほかに許可を受けている営業機種は、オリンピアゲーム、クレーンゲーム、雀球などに限られている。そのうえ厳しい許可条件を守らねば営業者は許可を受けることができない。なお許可する主体は公安委員会で、その窓口が都道府県の警察本部である。

さてメダルゲーム場の営業をしている場合、風営法との関係はどうか？という質問がある。現在の風営法では、メダルゲーム場は一般に、法に触れない「放任」営業である。つまり、風営法にふれない機種のみでなり立っており、しかも他の刑事犯罪にも関連がないならば、たんなる放任営業なのだ。メダルゲーム場は、もともとこの点から出発したのだとも言える。

非換金性で一応放任

ただ遊ぶため、ゲームを楽しむためにだけメダルが使われる。メダルは決しておカネや品物と交換されない。ゲーム場では客はメダルを、ゲームをすることによって、使い切ってしまうための材料として買い求めるが、そのメダルは、そこのゲーム場で使い切らねばならないというものである。それは通貨でないからコイン（硬貨）ではなく、しかもパチンコ玉のような交換価値を持たない。そうであれば、メダルを使って遊ぶだけなら、つまるところ放任営業でしかない。

ところがメダルをおカネや品物に交換するとなると、これは大きな問題となる。どうなるかと言えば、まず刑法にあるとばく罪。それに風営法違反の罪が問われる。実際に警察では、この種の取締を行なっており、年ごとに検挙数も多くなっているのが現状。そこで、どういう基準によって風営法の許可対象になったり、とばく罪になったりするのか、ということになるが、その区分は左上の表に示され、基準は次のとおりとなる。

風営法許可対象の区分

財物性＼偶然性	ある		ない
	著しい（技術介入の余地がない）	著しくない（技術介入の余地がある）	
現金または一時の娯楽に供するものを超えるもの	とばく罪	とばく罪	放任
一時の娯楽に供するもの	不許可	風営法の許可対象	放任
なし	放任	放任	放任

偶然性によるゲーム機

まず「偶然性」。この法律的根拠は刑法にある「偶然」のゆえい、つまり勝負事、それに風営法にある「射幸」、つまり偶然性によって利益を得ること、にある。メダルゲーム機ではすべて、偶然性を遊びの内容としており、だからこそ遊びとしてもおもしろいのだ。

偶然性がある場合、その度合いが次に問われる。著しい、著しくないを区別するのは、プレイヤーによる技術の介入する余地がないかあるかによってである。たとえばパチンコはレバーをはじくという技術介入の余地があるし、オリンピアゲームでは回転するドラムを止める点で技術介入の余地が認められる。スロットマシンにはそれがさっぱり認められないから、偶然性が著しいとされる。

もっとも、この「技術介入の余地」の有無は、終局的には、それぞれのゲーム機について公安委員会が決定を下すわけであるから、多少の幅があるらしいとも言える。そのさいゲーム機の性質、遊びかたなど、総合的な判断として決定される。

次に「財物性」。この法律的根拠は刑法の定めるとおりである。現金に交換するものはすべてとばく罪。品物に交換する場合は、「一時の娯楽に供するもの」を越えるかどうかにかかる。

総合的判断で〝対象外〟

この「一時の娯楽に供するもの」がどんなものか、も公安委員会による総合的判断をあおぐことによって、はじめて判明する。その際、そのゲームの遊戯料金が大きな判断材料になるし、景品も千円以下の日用消費物品の範囲内、というのが常識。たとえばパチンコの景品としてタバコなど。

ゲーム場にあるゲーム機は、それどころか、偶然性の著しいものばかりであり、風営法の許可対象にはなっていない。非換金そして健全さが望まれるわけである。

【注】風俗営業等取締法第一条本文「この法律で『風俗営業』とは、次の各号の一に該当する営業をいう。」同七号「まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」　同第二条「前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。」

刑法第百八十五条「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ千円（二十万円＝罰金臨措で換算）以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娯楽ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」同第百八十五条「常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス」

本紙に対するご意見、ご批判を編集部までお寄せ下さい。

ゲームコーナー拝見

25年前のパチンコ、今のゲームコーナー

加藤勝美

その当時のパチンコは穴に入って出てくるのが二、三個、ホームランの大穴で五個か十個だったと思う。そのホームランも直接入るのでなく、大穴の近くにあるバットみたいな場所に一度入れてから、大穴を狙うというものだった。その台は店に一台しかなかったが、バットに玉を入れる役とバットから大穴に玉を入れる役とを分業する二人づれが、店の女たちの憎らしそうな目つきのもとで、いつもその台で儲けていた。

私の家のまん前にあったそのパチンコ屋は、間口二、三間で左右に七、八台、正面が玉売場でその左右に二、三台あるという程度の大きさで、玉一個でも売ってくれたから、うまくやると玉一個二円で二十円の森永か明治かフルヤのキャラメルを入手できたが、何かいやみを言いながら景品を渡す売場の向うの婆さんのイメージが今もまぶたの裏に残っている。

玉一個で十個取るという、いわば分不相応のことをしでかしたうしろめたさの記憶とでも言おうか、バラックみたいな店と土間とともに印象に残っている。それは道路上で自転車を多少気にしながらでも、野球ができた頃、小学校の四、五年頃今から二十四、五年前のことになる。

堀立小屋もゲーム場

フーム、四分の一世紀が過ぎたのか、と阪急茨木駅前から枚方の方へ行くバスで踏切を渡って左右にパチンコ屋、酒屋、本屋、食堂、喫茶店、不動産屋などを見ながらスーパーダイエーに行く途中にある、アメリカの有名な大瀑布の名をつけたゲームコーナーの方を見ると、あわただしい華やかさをもった電飾のみならず、その建物全体のありようがよくわかる。空地の堀立小屋なのである。

茨木にダイエーができたのが昭和四十三年十一月である。それより前、四十年頃なら茨木というと大阪の田舎みたいな所であったはずである。しかし今や大阪のベッドタウン（寝に帰る所）へと栄進しているが、道路はでこぼこ、つぎはぎだらけで大した計画性もなしに市街化が進んだことを物語っている。そのつぎはぎ、でこぼこにこの堀立小屋はみごとに対応しているのである。小屋もタウンにあってモダンなマシンが並べば、それでゲームコーナーとなる。

すべてのゲームコーナーが堀立小屋ではないし立派な建物も多いけれども、その作られ方は急造小屋とあまり変わらないだろう。たぶん、ここが重要なのだが、いわばあわてて間に合わせに作られたものであるがゆえに人びとを吸収しているのではあるまいか。求めるからあるのではなく、あるから求めさせられるという関係……。

学生時代の友人にスケコマシの名人がいたが、街で誘った女があんまり簡単に彼を受け入れたので、ひょっとしたら屈強なヒモが現れるかもしれないと思い、そそくさとズボンをあげてその場を去ったという。このそそくさとした性行為のように、人びとはそそくさとマシンに集まり散って行くのではないだろうか。

よく考えると、今はコイン文化とでもいうべき時代であって、コインにまつわる動作がいかに多いことか。電話、交通機関、ジュークボックス、食券自動販売機、タバコ、酒、ビール、コンドーム、チリ紙、雑誌の自販機、両替機、宿屋のテレビ、そしてゲーム。ひょっとしたら性欲充足販売機なども出現……。

安直の上に経済発展

しかし、一歩も二歩も引き下がって考えるならば、こうしたことについて何か意味ありげに文字を書きつらねていることは、大変みやびやかなことであって、経済大国日本に悪態をつきつつ、そのハンエイのおこぼれを貰い受けている先進国の人間のおごりであり、ある種の高慢さであるかもしれない。

焼跡闇市派が、食うや食わずの敗戦直後を熱っぽく、しかも現在の日本への批判ごときものを込めて語るのは、ゲームコーナーに似た薄くらがりのバーなどであること、戦中派が戦中体験を語れるのは、生き死ににかかわることのない今という時点を生きているからであるのと、どこか似通ったことをしているのである。わたし達は知らず知らずのうちに、経済先進国の人間であることにすっかりなれ切ってしまい（十代、二十代にとっては自然環境みたいなものだが）その無自覚の上に日々を生きているのである。わたし自身、現在の生活をすぐにでも変えようとは思っていないけれども、もしわれわれがいわゆる後進国の人間であったなら、という問いは自分の陰画として持ち続けなければならないのではあるまいか。

下手なティーンズ歌手もブラウン管に出ればタレントとなるといった安直さと同質の安直さに多く取り巻かれてわれわれは生きている。そしてその安直さを生み出すために、たとえば多くのプロダクションが歌手養成に懸命となり、テレビ局が熱心になる。そういう産業が成立する。

面白い現象の可能性

スロットマシンが吐き出す白銀色のメダルは、孤独な若者のコトバにならぬコトバであるとか、メダルは、現代人の、乾いた無機質の空虚な心という名の受け皿にザラザラと送り出されるのである、などといってみたところで、水不足の時にサウナで消費された湯水のように、自分の言葉や文字を吐き出しているような気がしてしまうのである。

今、阪急茨木駅近辺には少なくとも六、七カ所のゲームコーナーがあるが、やがて消えてしまうだろう。そのあとに何が現れるだろう。

今あるゲームコーナーが何にとってかわられるか、この欄に執筆した作家やテレビディレクターや音楽評論家や団体役員や詩人が、自分の知っている場所についてこまめに調べておけば、何か面白い現象がみつかるかもしれない。しかし、困ったことにその頃には、こういう新聞もなくなっている可能性がないでもない。私のいる会社の雑誌でもいいけれど、この方がゲームコーナーより短命かもしれないのだからオハナシにならない。

ケチな私は、パチンコでも百円しか使わないから、ゲームコーナーに行っても黙って百円を差し出したのだが、二百円からです、といわれて、一瞬とまどい、そんならいいわ、と小声でつぶやいて外へ出た。あのとき二百円を出して、やるべきであったのかどうか今もって考えたりしているのだから、これもまたオハナシにならないのである。

（かとうかつみ・業界誌編集者）